

入札説明書

【最低価格落札方式】

業務名称：二番町センタービル会議室用 TV 会議システム
周辺機器の更新

- 第 1 入札手続
- 第 2 業務仕様書
- 第 3 経費に係る留意点
- 第 4 契約書（案）
- 別添 様式集

2020 年 9 月 1 日
独立行政法人 国際協力機構
調達・派遣業務部

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。なお、緊急事態宣言終了後も引き続き新型コロナウイルスの感染防止のため、従来の書面（郵送）による手続きに代えて電子メール（以下、メールと記載）による手続きを原則とするとともに、押印などの条件も緩和します。

1. 公告

公告日 2020年9月1日
調達管理番号 20a00285

※各種申請書等の様式に「国契番号」とある場合には、上記の「調達管理番号」に読み替えてください。

2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：二番町センタービル会議室用 TV 会議システム周辺機器の調達
(一般競争入札（最低価格落札方式）)
- (2) 業務仕様：「第2 業務仕様書」のとおり
- (3) 納入期限（予定）：2021年1月29日

4. 担当部署等

- (1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります(以降の文中で参照先にしています)。

〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課 【電話】03-5226-6609 【FAX】03-5226-6324 【メールアドレス】 ippankeiyakudesk@jica.go.jp

- (2) 書類授受・提出方法（原則としてメールとします）
 - ・メール送付先：(1)のメールアドレス宛

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
 - b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
 - c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

- 1) 全省庁統一資格
公示日において、令和01・02・03年全省庁統一資格にて「物品の製造」の「A」、「B」、「C」若しくは「D」又は「物品の販売」の「A」、「B」、「C」若しくは「D」の等級に格付けされる者であること。¹
- 2) 日本国登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- 3) 財務状況の健全性
法人としての財務状況に特に問題がないと判断されること。

¹ 平成31・32・33年度は令和01・02・03年度に読み替えてください。

4) 秘密情報保全

業務の履行に当たり、秘密情報保全の適切な体制が構築・保証（親会社等に対しての秘密情報の伝達・漏洩がないことの保証を含む。）されている法人であると判断されること。また、本業務の主要な業務従事者について、秘密情報を取扱うにふさわしい者であると判断されること。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記（1）及び（2）の競争参加資格要件を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式集参照）を作成し、競争参加資格確認申請書（各社ごとに必要です）に添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

- a) 再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。
- b) 再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。
- c) 当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。
- d) なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、4) を提出してください（共同企業体結成の場合には代表者、構成員とも4) を提出しますが、返信用封筒は代表者の宛先を記載した1通で構いません）。

1) 提出期限：2020年9月28日（月）正午まで

2) 提出方法：提出書類をメール添付のPDFで送付

宛先電子メールアドレス：ippankeiyakudesk@jica.go.jp

メールタイトル：【競争参加資格確認申請書等の提出（社名●●）】調達管理番号 20a00285：業務名称 二番町センタービル会議室用 TV 会議システム周辺機器の更新

3) 提出書類：

- a) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）²
 - b) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）
令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）
 - c) 下見積書（「7. 下見積書」参照）³
 - d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - ・共同企業体結成届
 - ・共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類（上記a）、b）及び以下e）以降）・共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類（上記a）、b）及び以下e）以降）⁴
 - e) 財務諸表（決算が確定した過去3会計年度分）
 - f) 秘密情報の取扱いにかかる法人の社内規則
 - g) 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図
競争参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の競争参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者の一覧及び競争参加者との資本又は契約（名称の如何を問わない何らかの合意を言い、間接契約、第三者間契約等を含む。）関係図とします。
 - h) 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率
 - i) 競争参加者の取締役（監査等委員を含む。）の略歴
 - j) 情報セキュリティに関する資格・認証（取得している場合）
- 4) 追加資料提出の指示
- 競争参加資格要件、特に、「財務状況の健全性」及び「秘密情報保全」に係る資格要件の確認・審査において、上記提出資料のみでは判断がつかない場合には、提出期限を明示して、追加資料の提出を求められます。提示された提出期限までに追加資料の提出がなかった場合には、当該競争参加者の競争参加資格を認めないことがあります。
- また、「主要な業務従事者が秘密情報を取り扱うにふさわしい者」であるかの判断について、業務従事者について確認することがありますので、当該業務従事者にかかる追加資料の提出を求められます。
- 5) 確認結果の通知
- 競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。2020年10月7日（水）

² 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とすることがあります。

³ 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とすることがあります。

⁴ 脚注3に同じ。引き続き在宅勤務であるなど共同企業体結成届に押印が出来ない場合、各社から代表者名による共同企業体参加表明書（様式は任意、押印はなくても可としますが組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください）を各社から取り付けることで押印に代えることも可とします。

までに結果が通知されない場合は、以下まで照会ください。宛先電子メールアドレス：ippankeiyakudesk@jica.go.jp

メールタイトル：【競争参加資格の確認（社名●●）】調達管理番号 20a00285：業務称 二番町センタービル会議室用 TV 会議システム周辺機器の更新)

6. その他関連情報

(1) 入札説明書の紙資料の交付方法

入札説明書の一部（会議室機材レイアウト図、新設 AV ラック・既設プロジェクタ取付状態図、信号系統図）に関しては、下記の交付期間メール添付の PDF で資料を送付します。

PDF 資料の交付期間および交付方法

- 1) 期間：2020 年 9 月 1 日（火）から 2020 年 9 月 28 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分の間を除く）の期間
- 2) その他：資料交付の際に「機密保持誓約書」を PDF でメールにて提出していただきます。機密保誓約書の様式は発注者の以下のウェブサイトからダウンロードして入手してください。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation

- 3) 方法：資料送付についてメールで依頼ください。

宛先電子メールアドレス：ippankeiyakudesk@jica.go.jp

メールタイトル：【資料送付希望（社名●●）】調達管理番号 20a00285：業務名称 二番町センタービル会議室用 TV 会議システム周辺機器の更新)

(2) 業務内容説明会の開催

- 1) 日時：2020 年 9 月 11 日（金）午後 4 時 00 分
- 2) 場所：東京都千代田区二番町 5 番地 2 5 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 会議室
なお、TEAMS 等を用いて遠隔で実施する場合がありますのでその場合には別途調整します。

3) その他：

- a) 参加希望者は 9 月 10 日（木）正午までに電子メールにて、社名、参加希望者の氏名を連絡願います。

宛先電子メールアドレス：ippankeiyakudesk@jica.go.jp

メールタイトル：【業務内容説明会出席希望（社名●●）】調達管理番号 20a00285：業務名称二番町センタービル会議室用 TV 会議システム周辺機器の更新)

- b) 参加は一社あたり 2 人を上限とします。
 - ・開催場所のスペースに限りがありますので、予約のない当日の急な参加はご遠慮願います。また、新型コロナウイルス対策のため、参加希望数が多い場合、一社当たり 1 人とします。

- ・なお、当日説明会場では本件入札説明書の交付はいたしませんので、必ず事前に入手の上持参してください。
- ・業務内容説明会への出席は競争参加資格の要件とはしません。説明会に出席していない者（社）も競争への参加は可能です。
- ・パソコン（PC）の持ち込みは随意ですが、会場にインターネット環境はありませんのでご注意ください。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書をメール添付の PDF で提出をお願いします。

下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。ただし、緊急事態宣言終了後も引き続き新型コロナウイルスの感染防止のため在宅勤務が継続するなど、出社できない場合には押印はなくても可とします。

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (3) 見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。
- (4) 提出期限、提出方法、提出場所は「5. の競争参加資格（5）競争参加資格の確認」と同じです。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従いメールで提出してください。

- 1) 提出期限：2020年9月14日（月）正午まで

- 2) 宛先電子メールアドレス：ippankeiyakudesk@jica.go.jp

- 3) メールタイトルは以下のとおりとしてください。

【入札説明書への質問（社名●●）】調達管理番号 20a00285：業務名称
二番町センタービル会議室用 TV 会議システム周辺機器の更新
当機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

- 4) 質問様式：別添様式集参照

- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。

- (3) 上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- 1) 2020年9月23日（水）午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。
なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ（<https://www.jica.go.jp>）

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/index.html>）

→「主として国内対象」から該当する調達項目を選んでください。

- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争

参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

9. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間は対面ではない方式で入札会を実施します。

当機構契約事務取扱細則第14条「契約担当役は、競争入札を執行しようとする場合は、競争に参加する者（以下「入札者」という。）を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする」を適用し、予定されていた入札会に代わり当機構のみで入札会を開催することを原則とします。その場合には、入札結果を入札者に個別に連絡します。また、開札の結果、再入札が必要となった場合には（4）のとおりとします

- (1) 日時：2020年10月13日（火） 午後4時00分から
- (2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 本部（内）会議室
- (3) 入札書（押印写付）（パスワード付きPDFをメールに添付して提出）及び別メールでパスワード及び委任状（代表権を有する者がメールを提出する場合は不要）を入札時間になったら以下まで提出ください。
 - 1) 宛先電子メールアドレス：ippankeiyakudesk@jica.go.jp
メールタイトル：【入札書の提出（社名●●）】調達管理番号 20a00285：業務名称 二番町センタービル会議室用TV会議システム周辺機器の更新
 - 2) メールタイトル：【入札書パスワードの提出（社名●●）】調達管理番号 20a00285：業務名称 二番町センタービル会議室用TV会議システム周辺機器の更新
 - 3) メールタイトル：【委任状の提出（社名●●）】調達管理番号 20a00285：業務名称 二番町センタービル会議室用TV会議システム周辺機器の更新
- (4) 再入札の実施
すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は再入札（最大で2回）を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるよう遠隔で待機ください。
- (5) その他
 - 1) 入札書にパスワード記載欄がありますが、記載不要です。
 - 2) 入札書については押印写は必須となります。
 - 3) 落札者には入札書の原本（押印付）を別途、提出頂きます。
 - 4) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので1回あたりのメールの容量が3メガバイト以下になるよう、PDFデータを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機

構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますので
注意をお願いいたします。

10. 入札書

- (1) 第1回目の入札書(押印写付)はパスワード付きPDFをメールに添付して提出ください。別メールで提出されるパスワードで開札します。また、委任状(代表権を有する者が参加の場合は不要)の送付があった場合には同時に内容を確認します。
- (2) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。
- (3) 機構からの指示により再入札の入札書(押印写付)は、入札件名、入札金額を記入して、パスワード付きPDFをメールに添付して提出ください。なお、パスワードは機構から指示があるまで提出しないでください。
 - 1) 代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印(個人印についても認めます)。
 - 2) 代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者(代理人)名を記載し、代理人の印(委任状に押印したものと同一印鑑)を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - 3) 委任は、代表者(代表権を有する者)からの委任としてください。
 - 4) 宛先電子メールアドレス：ippankeiyakudesk@jica.go.jp
メールタイトル：【再入札書の提出(社名●●)】もしくは【再入札書パスワードの提出(社名●●)】
調達管理番号 20a00285：業務名称 二番町センタービル会議室用TV会議システム周辺機器の更新
- (4) 入札金額は円単位で記入してください。記入に際しては、桁取り誤り、宛先(発注者名)の記入ミス等に十分注意して応札してください。なお、千止めではありませんので端数(1円単位)までご記入ください。
例：123,456,789円⇒123,456,789円で入札してください。
- (5) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に対する総価(円)(消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額)をもって行います。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消することが出来ません。
- (8) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (9) 入札保証金は免除します。

11. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

12. 入札執行（入札会）手順等

「9. 入札執行（入札会）の日時及び場所等」に記した通り、新型コロナウイルス感染拡大防止のため入札書、再入札書は全て入札会の日時に合わせて入札者からメールで提出頂くこととなります。これにより、当面の間、入札者の立ち会いなく開札することとし、機構側の入札執行者、入札事務担当者、入札執行事務の関係のない職員立ち会いのもとで開札します。開札の結果については入札者に個別にメールで報告します。

(1) 入札会の手順

- 1) 機構の入札立ち会い者の確認
- 2) 入札書の受領
入札参加者は入札書及び委任状（代表権を有する者が提出の場合は不要）を10. 入札書に則しメールで提出します。
- 3) 開札及び入札書の内容確認
入札事務担当者が、提出された委任状を確認し入札書を提出されたパスワードで開札し記載内容を確認します。
- 4) 入札金額の発表
入札事務担当者が各応札者の入札金額を低い順番から読み上げます。
- 5) 予定価格の開封及び入札書との照合
入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。
- 6) 落札者の発表等
予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その次に価格の低い者を落札者とします。
入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。
- 7) 再度入札（再入札）
「不調」の場合には「10. 入札書」に則し再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

(2) 「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように

入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 不落随契

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(6) 落札者と宣言された者の失格

入札会において落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、11. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合

13. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。
- (2) 「第4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第5 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。

14. 情報の公開について

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職して

いること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

2) 公表する情報

a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

b) 直近 3 か年の財務諸表における当機構との間の取引高

c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

15. その他

(1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) 競争参加資格がないと認められた者、または入札会で落札に至らなかった者はその理由について、前者についてはその通知日から 2 週間以内、後者については入札執行日から 2 週間以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. (1) 書類等の提出先」までメールでご連絡願います。

(3) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に入札を辞退される者に対し、メール添付の PDF で辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「二番町センタービル会議室用 TV 会議システム周辺機器の更新」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の目的及び概要

二番町センタービル会議室用 TV 会議システム周辺機器は、2009 年に二番町センタービルの利用開始当初に設置してからすでに 10 年を経過している。当該システムについては、すでに耐用年数（5～8 年）を大幅に超過しており、度々故障も発生しているため更新するもの。

2. 業務実施上の留意事項：工事日、機密保持の提出、検査報告（支払い）

（1）納入品は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号。通称「グリーン購入法」）の規定に基づき、機構が定めた 2018 年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（JICA ホームページ「ホーム>JICA について>調達情報>調達適正化の取組み」に掲載）に沿った製品であること。

（2）納入品はすべて新品とし、納入完了後 1 年以内に取り扱説明書に沿った使用方法に関わらず製品に不具合が生じた場合には、受注者は無償で納入品の修理、または交換の措置をとること。

（3）納入は、土日の作業とする。具体的な日時、作業時間は、事前に発注者と協議の上、決定する。

（4）納入に伴う運搬費、設置費用は受注者の負担とし、梱包材等は、納品時に受注者の責任において回収し、適切に処分等を行うこと。

（5）搬入に際しては以下の事項に留意すること。

① エレベーターを使用する際は貨物用エレベーターを使用すること。

② 搬入・搬出、作業にあたっては、設置場所、什器等に損害を与えないよう十分注意し、発注者が指示する進入経路による納入及び設置する執務室等の詳細を確認の上、ドア・床・壁その他適宜必要な場所等の養生を行うこと。万が一、受注者の責による建物等への破損事故等発生した場合には、受注者の責任において、賠償、修繕及び弁償等を行うものとする。

③ 二番町センタービルの地下駐車場の車両制限は、高さ 2.8m 以下、2 t トラックロングボディーまでとなっている。

（6）施工時には必要な安全対策を講じて、人身の傷害および既存の物品を含む機材の破損を防止すること。

（7）機材更新によって不要となる既設の機材は、すべて撤去搬出の上、東京都の規定に従って廃棄処理を行う

- (8) 必要図面（会議室機材レイアウト図、新設 AV ラック・既設プロジェクタ取付状態図、信号系統図）の入手に際し、当機構指定の「機密保持誓約書」を提出すること。
- (9) 支払いは、業務の完了の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払う。

5. 業務の内容

附属書 I の機材仕様明細書の通り。

6. 成果物・業務提出物等

- (1) 赤外線会議システムセンター装置及び会議用機材を納入し、各機器を設置する工事、配線工事及び各機材の運用を可能にするための初期設定および調整を行う。
- (2) 取扱説明書（和文）は個々の機材の取扱説明書とは別に、会議システム全体としての運用手順と障害対処方法を編集した、簡便なシステム運用マニュアルを提出すること。
- (3) 業務完了後に、施工の完成状態図を作成し、機材の配置位置及び電源・信号ケーブルの接続系統を明示すること。

附属書 I 機材仕様明細書

機材仕様明細書				
(機材仕様書付属書 1)				
番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	(総則)		
	General	概要：		
		国際協力機構 二番町センタービル 会議室において、会議用機材を更新する。		
		赤外線会議システム装置及び会議用機材を納入し、各機器を設置する工事、配線工事及び各機材の運用を可能にするための初期設定および調整を行う。		
		業務範囲：		
		1) 赤外線会議システム機材： 1式		
		議長用ユニット1台と参加者用ユニット21台によって会議を行う。赤外線方式の会議システムを構築する。		
		2) プロジェクター： 2台		
		天井下の所定位置に、天井裏の補強工事を含む据え付けを行い、所要の電源線と信号線を敷設して機材間を接続する。良好な画像を既存スクリーンに映写する設定と調整を行う。		
		3) ラインアリスピーカー： 左右各 1 台		
		既存スクリーンの両側に各1台のスピーカーを据え付け、会議室内のどの位置においても良好な音声が届くように設定と調整を行う。		
		4) AVラック： 1 台		
		スチール製AVラック 1 台を会議室内の所定位置に設置し、会議システムを運用するための所要の機材をラック内に収容する。機材間の配線接続を行い、各機材の初期設定と調整を行う。		
		5) 施工時には必要な安全対策を講じて、人身の傷害および既存の物品を含む機材の破損を防止すること。		

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	6) 機材更新によって不要となる既設の機材は、すべて撤去搬出		
	つづき	の上、東京都の規定に従って廃棄処理を行う。		
		7) 取扱説明書（和文）は個々の機材の取扱説明書とは別に、		
		会議システム全体としての運用手順と障害対処方法を編集した、		
		簡便なシステム運用マニュアルを提出すること。		
		8) 業務完了後に、施工の完成状態図を作成し、機材の配置位置		
		及び電源・信号ケーブルの接続系統を明示すること。		
		一般仕様：		
		1) 中古品は認めない。		
		2) 仕様欄において、「程度」と付記された数値は、その数値を		
		中心値として、±10%以内の許容範囲で変動を認める。		
		3) 電源を必要とする機材の電源の仕様は、単相AC 100V 50Hz		
		であること。		
		4) AC電源のフラクは' Aタイプ' であること。		
		5) メーカー設定の標準付属品は、仕様欄に記載がなくとも納品		
		すること。		
		6) 機材を設置し、同機材が正常に稼働するために必要な資機材		
		（据え付け部材、電源・信号ケーブルなど）は仕様欄に記載が		
		なくとも納入すること。		
		現場確認：		
		入札公示後、応札希望者に対し現場確認の機会を設ける		
		予定であり、応札希望者は参加すること。		

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-1	Groupシリス カメラケーブル	(仕様)		
	Camera Cable	用途：テレビ会議システム用接続ケーブル。		
		規格：mini-HDMI ～HDMI コネクタケーブル L=10m		
		指定銘柄 Polycom 2457-64356-101	Polycom	
		mini-HDMI ～HDMI コネクタケーブル L=10m		1
2-1	レーザー光源 プロジェクター	(仕様)		
	Laser Projector	用途：画像をスクリーンに投射する映写機、取付金具を使用して		
		天井に固定する。		
		規格：		
		光源：レーザーダイオードを光源とし、標準モードの光出力 6,500ルーメン程度		
		サイズ(mm)：W 560×H 205×D 515（突起部含まず）またはそれ以下		
		重量：17kg以下		
		画素：1,920 × 1,200		
		入力信号：アナログRGB		
		デジタルRGB		
		HDBaseT		
		WUXGA		
		消費電力：550W 以下		
		取扱説明書： 和文印刷の取扱説明書1部添付		
		参考銘柄 ① デジタルプロジェクター VPL-FHZ75	ソニー	
		VPL-FHZ75		2

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-1	レーザー光源 プロジェクター	参考銘柄 ② 液晶プロジェクター PT-MZ670J	パナソニック	
	つづき	PT-MZ670J		2
2-2	プロジェクター吊り金具	(仕様)		
	Fixing Bracket	用途：2-1項のプロジェクターを天井に固定する吊り金具。 規格：天井裏側の保持工事を含めて天井下面に設置し、 上記のプロジェクターを強固に固定する。		
		参考銘柄 ① サスペンションサポート FTB-M20	ソニー	
		VPL-FHZ75 用天吊り設置用金具		2
		参考銘柄 ② 天つり金具 高天井用 + ベース金具	パナソニック	
		ET-PKD120H + ET-PKE301B		2
2-3	デジタルスイッチャ	(仕様)		
	Digital Switch	用途：デジタル信号の入出力切替え操作装置。 規格：6入力 3出力 以上の入出力ポート スキャンコンバータ内蔵デジタルマルチスイッチャ 4K映像対応 サイズ：AVラックに実装する EIAラック 2U または1Uのサイズ		
		参考銘柄 ① 4K 対応 デジタルマルチスイッチャ MSD-6203	IDK	
		MSD-6203		1
		参考銘柄 ② マルチシグナル対応シームレス(マトリクス)スイッチャ	IMAGENICS	

番号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-3	デジタルスイッチ	SL-103C		1
	つづき			
2-4	ブルーレイディスクレコーダ	(仕様)		
	Blu-ray Disc Recorder	用途：BS/CS・地上波放送を録画する。		
		規格：2チューナー内蔵、2番組同時録画		
		HDD容量：500GB		
		和文印刷の取扱説明書1部添付		
		参考銘柄 ① クラウドティガ DMR-2W50	パナソニック	
		DMR-2W50		1
		参考銘柄 ② 2B-C05CW1ブルーレイレコーダ アカス	シャープ	
		2B-C05CW1		1
2-5	アンテナ分波器	(仕様)		
	Divider	用途：BS/CS・地上波を分けるケーブル付き2分波器。		
		規格：4K8K対応		
		Fコネクタ、0.5mケーブル付き		
		参考銘柄 ① DH-ATS48K05BK 4K8K対応TV用アンテナ分波器	ELECOM	
		DH-ATS48K05BK		1
		参考銘柄 ② BK-AS82F05BK 4K8K対応TV用分波器	DXアンテナ	
		BK-AS82F05BK		1

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-6	AVラック	(仕様)		
	AV Rack	用途：会議用の各機材を収容するスチール製収容棚。		
		規格：高さ：U21ピッチ以上、幅600mm以下、キャスター付き		
		参考銘柄 ① AVキャビネット S124U-N21	オース	
		S124U-N21 扉なし・キャスター付き		1
		参考銘柄 ② スチールラック FR53-12	日東工業	
		FR53-12 扉なし・キャスター付き		1
2-7	トランスミッター	(仕様)		
	Transmitter	用途：HDMI信号伝送距離を延長する送信機。		
		規格：HDMI信号伝送を40m以上延長		
		参考銘柄 ① HD-TX-101-C-E	CRESTRON	
		HD-TX-101-C-E 送信機		1
		参考銘柄 ② HDC-TH100-D	IDK	
		HDC-TH100-D(Transmitter)		1
2-8	レシーバー	(仕様)		
	Receiver	用途：HDMI信号伝送距離を延長する受信機。		
		規格：HDMI信号伝送を40m以上延長		
		参考銘柄 ① HD-RX-101-C-E	CRESTRON	

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-8	レシーバー	HD-RX-101-C-E 受信機		1
	つづき			
		参考銘柄 ② HDC-RH100-D	IDK	
		HDC-RH101-D (Receiver)		1
3-1	赤外線会議システムセンター装置	(仕様)		
	Conference System	用途：赤外線会議システム 議長機能1式、参加者21式。		
		規格：議長用ユニット1、参加者用ユニット21の会議システム構成		
		参考銘柄 TS-820RC 赤外線会議システム	TOA	
		TS-820RC 赤外線会議システムセンター装置 (取扱説明書添付)		1
		[特別付属品]		
		MB-TS920 ラックマウント金具		1
		BC-900 赤外線会議システム充電器		3
		TS-821 赤外線会議システム議長ユニット (取扱説明書添付)		1
		TS-822 赤外線会議システム参加者ユニット		21
		TS-923 赤外線会議システム標準マイク		22
		BP-900A 赤外線会議システム リチウムイオン電池		22
		YW-1024 赤外線会議システム 混合分配器4分配		1
		TS-905 赤外線会議システム 送受光器		4
		YW-1000CF 赤外線会議システム コモンモードチョークフィルター		4
		LD2000 主電源ユニット	ロクオート	1

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
4-1	ラインアレイスピーカー	(仕様)		
	Line-array speaker	用途：音声聴取用スピーカー。		
		規格：ステレオ再生 左右各1本の構成		
		出力音圧レベル 94 dB 以上		
		水平指向角 110度以上		
		和文印刷の取扱説明書1部添付		
		参考銘柄 ① スピーカーシステム VXL1B-24	ヤマハ	
		VXL1B-24		2
		参考銘柄 ② スピーカーシステム MA12EX	BOSE	
		MA12EX		2
4-2	ウォールマウントブラケット	(仕様)		
	Wallmount bracket	用途：4-1項のスピーカーを壁面に固定する金具。		
		規格：左右各1組		
		参考銘柄 ① WMB-L1B ウォールマウントブラケット	ヤマハ	
		WMB-L1B		2
		参考銘柄 ② 壁掛けブラケット MA12, MA12EX 兼用	BOSE	
		壁掛けブラケット MA12, MA13EX 兼用		2

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
4-3	パワアンプ	(仕様)		
	Power Amp	用途：スピーカー用アンプ		
		規格：300W×2 (8オーム)		
		和文印刷の取扱説明書1部添付		
		参考銘柄 ① パワアンプ PX3	ヤマハ	
		PX3		1
		参考銘柄 ② パワアンプ PS602P	BOSE	
		PS602P		1
4-4	オーディオプロセッサ	(仕様)		
	AudioSignalprocessor	用途：音声信号入出力切替え機。		
		規格：アナログ入力12チャンネル		
		アナログ出力 8チャンネル		
		AEC、Dante、VoIP 機能付き		
		和文印刷の取扱説明書1部添付		
		参考銘柄 ① Control Space EX-1280C	BOSE	
		EX-1280C		1
		参考銘柄 ② DMP128 Plus シリーズ デジタルオーディオマトリックスプロセッサ	Extron	
		DMP128 Plus C V AT		1

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
5-1	システムコントローラ	(仕様)		
	System Controller	用途：会議システム全体の機能を制御する。 規格：最高107プログラムマルチタスク動作。 RS-232/422/485端子×1、RS-232端子×2、 赤外線出力端子×8、I/O入出力端子×8、 接点端子×8、Cresnet×1、ギガビットイーサ端子×1 和文印刷の取扱説明書1部添付		
		参考銘柄 CRESTRON コントローラ CP3	CRESTRON	
		CP3		1
5-2	カスタムボタンインターフェイス	(仕様)		
	UniversalKeypad Interface	用途：外部機器からの操作をCresnetコントロールネットワークに直接接続する。 規格：5-1項CRESTRONシステムコントローラに適合するインターフェイスであること		
		参考銘柄 CRESTRON C2N-UNI810	CRESTRON	
		CRESTRON C2N-UNI810		3
5-3	システム制御ソフトウェア	(仕様)		
	System Control Software	用途：システムコントロールユニットから各機器を制御するためのソフトウェア。 参考銘柄 システム制御ソフトウェア 特型		
				1

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
5-4	システムコントロールユニット	(仕様)		
	System ControlUnit	用途：2-6項のAVラックに設置し、システムを制御する。		
		システム電源/プロジェクタ電源/映像選択3系統/AV音声選択対応装備。		
		システム電源OFF時にはプロジェクタ電源も連動してOFFにする。		
		参考銘柄 システムコントロールユニット		
		特型		1
5-5	ボリュームコントロールパネル	(仕様)		
	Volume Controller	用途：2-6項のAVラックに設置し、音量を制御する。		
		マイク系統及びソース系の2系統の音量を調整する。		
		システム立ち上げ時にはデフォルト音量にする。		
		参考銘柄 ボリュームコントロールユニット		
		特型		1
6-1	インナーコンセントのPC入力パネル①	(仕様)		
	Power Bus	用途：下手側既存インナーコンセント角II型用パネル。		
		規格：HDMI/VGA+Audio対応装備		
		参考銘柄 インナーコンセント①		
		特型		1

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄	数量
			(メーカー名等)	
6-2	インナーコネクタ的PC入力ハ ^レ ネ②	(仕様)		
	Power Bus	用途 : 上手側既存インナーコネクタ角 II 型用ハ ^レ ネ		
		規格 : HDMIコネクタ装備		
		参考銘柄 インナーコネクタ②		
		特型		1

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には「第1 入札手続き」の13.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は、以下のとおりです。

ア. 業務の対価

納品する各機材の単価を定めて、数量を乗じて算出願います。なお、本単価には各機材の調達、輸送までのすべての経費を含みます。

イ. 付帯業務

当該業務の実施にあたって支出が想定される付帯業務は、「各機材の据付作業費」「不要となった既設機材の廃棄処理費」です。

(2) 消費税課税

「第1 入札手続き」の10.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

業務の完了や成果物等の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払う。

3. その他留意事項

- (1) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

第4 契約書（案）

売買契約書

1. 物品名 二番町センタービル会議室用 TV 会議システム周辺機器の更新
2. 仕様・数量 附属書「仕様書」のとおり
3. 契約金額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 〇〇〇, 〇〇〇円)
4. 納入期限 2021年1月29日
5. 納入場所 独立行政法人国際協力機構本部
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
6. 契約保証金 免除

独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の物品名の売買について、以下の各条項により売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 受注者は、物品目録に記載する二番町センタービル会議室用 TV 会議システム周辺機器（以下「契約物品」という。）を、頭書記載の納入期限内に、頭書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は頭書契約金額を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(納品)

第4条 受注者は、契約物品を納入するときは、必要な項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、契約物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者が認める場合には、分割して契約物品を納入することができる。

(検査)

第5条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納入があったときは、その日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。）以内に検査を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。
- 3 契約物品のうち、公的検査を受ける必要のある物品は、受注者が費用を負担し当該検査を受け、これに合格したものでなければならない。
- 4 契約物品のうち、物品目録に輸出梱包を施すことが規定されている物品は、規定に従い、輸出梱包を施さなければならない。
- 5 契約物品のうち、物品目録に輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等を取得することが規定されている物品は、規定に従い、必要な書類等を取得し、発注者に提出しなければならない。

(減価採用)

第6条 発注者は、前項の検査に合格しなかった契約物品について、その契約不適合の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

第7条 契約物品の所有権は、検査に合格した時に受注者から発注者に移転し、同時に当該物品は、発注者に引渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた契約物品についての損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合)

- 第8条 発注者は、引き渡された契約物品に契約不適合を発見したときは、契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、受注者に対し、その補修、代替品の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の履行の追完を催促したにもかかわらず、発注者が定めた期間内に受注者が履行の追完をしないときは、発注者は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者に対し、契約不適合に応じた契約物品の代金減額を請求することができる。
 - 3 発注者は、契約物品に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者に通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 4 本条の規定は、発注者による損害賠償の請求を妨げない。

(納入期限の延長)

- 第9条 受注者は、受注者の責に帰することができない理由により、納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅延の場合における損害の賠償)

- 第10条 受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限までに契約物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に契約物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者に納入遅延により発生した損害の賠償を請求するとともに、契約物品の納入を請求することができる。
- 2 前項の遅延損害金の額は、契約金額から納入済みで第4条の検査合格部分に相応する金額を控除した額に、遅滞日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約代金の支払)

- 第11条 受注者は、契約物品の納入が完了し、かつ第5条の検査に合格したときは、契約代金を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、契約物品を分割して納入し、第5条の検査に合格したときは、当該の納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、別途一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りではない。
 - 3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契

約代金を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第 12 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が第 14 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- (4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
- (5) 第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (6) 受注者に前号以外の不正な行為があったとき。
- (7) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (8) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (9) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- へ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 又 その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第5号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第13条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

（受注者の解除権）

第14条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第15条 発注者は、この契約が解除された場合においては、既に納入を受けた物品又は納入を受ける見込みがある物品についてはこれを検査し、検査に合格した物品については、引渡しを受けるものとする。

2 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該物品に係る契約代金を受注者に支払うものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 16 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無に関わらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 10 分の 2 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

ア 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

イ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

(2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条第 1 号及び第 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

(5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。

2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の 10 分の 2 を下ることはない。

3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えると

きは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。

4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第12条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。

5 前各項の規定は、本契約による物品の納品・引渡が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(賠償金等の徴収)

第17条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年2.8パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。

2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.8パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(不正行為等に対する調査・措置)

第18条 受注者が、第12条第1項第6号又は第16条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができるものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の行為の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、第12条第1項第6号又は第16条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとし、その場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(契約の公表)

第19条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

- (1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
 - (2) 受注者の直近 3 ヶ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

（合意管轄）

第 20 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

（準拠法）

第 21 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（契約外の事項）

第 22 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

発注者
東京都千代田区二番町 5 番地 25
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理 事 〇〇 〇〇

受注者

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

- ウ 各種書類受領書（次ページに PDF でも添付しています）
- エ 競争参加資格確認申請書
- オ 委任状（次ページに PDF でも添付しています）
- カ 入札書
- キ 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
- ク 質問書
- ケ 辞退理由書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構 本部 契約担当役 理事
- ・業務名称：二番町センタービル会議室用 TV 会議システム周辺機器の更新
- ・調達管理番号：20a00285
- ・公告日：2020 年 9 月 1 日

(様式3)

委 任 状

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名

㊞

私は、弊社社員

㊞ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委 任 事 項

「案件名： _____ 」(調達管理番号 _____)
について、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に行なわれる貴機構の入札会に関する一切の権限

以 上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印してください。
 - ※ 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。
 - ※ 受任者（代理人）の氏名及び押印が必要です。
 - ※ 「入札会に関する一切の権限」には、以下が含まれると認識しています。
 - ・入札会への立会及び入札会における入札執行者との質疑応答
 - ・入札書の作成と入札箱への投函（一般競争入札（総合評価落札方式）においては、入札書は事前に提出されているため、入札書の作成及び投函は「入札会に関する」事項には当てはまらず、本委任の対象外です。但し、再入札では、入札会において入札書を作成の上投函するため、本委任事項の対象となります。）
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

各種書類受領書

(国内向け物品・役務の調達)

以下に記入のうえ2部作成し、書類とともにご提出ください(手書き可)。

※国契-〇〇-〇〇〇 もしくは 調達管理番号△△△△△△△△△△は入札説明書にいずれかが記載されていますので、どちらか一方を入れてください(2020年度以降は、調達管理番号のみになります)。

公告番号※			
業務名称			
貴社名			
ご担当者部署名		ご担当者名	
メールアドレス	@	電話番号	- -

提出書類 (□にチェックを入れてください)

競争参加資格確認申請

【1】全案件に共通に必要な書類

- 競争参加資格確認申請書 (所定の様式)
- 全省庁統一資格審査結果通知書 (写)
- 資格確認結果通知返信用封筒 (定形サイズ。所定料金の切手貼付)
- 共同企業体結成届及び共同企業体構成員の資格確認書類 (共同企業体を結成する場合)

【2】入札/企画競争説明書に記載がある場合に必要書類

- 財務諸表 (決算が確定した過去3会計年度分)
 - 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則
 - 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図
 - 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率
 - 競争参加者の取締役 (監査等委員を含む。) の略歴
 - 情報セキュリティに関する資格・認証等 (取得している場合)
 - その他 (書類名をご記入ください)
- ()

□下見積書 (正1部)

以下、調達方式に応じ、入札/企画競争説明書に記載されている場合

「最低価格落札方式」 (原則として、競争参加資格確認申請書提出時)

- 類似業務実績一覧表
- 配置予定者の経歴書
- その他の資格要件証明書類 (写) (名称:)

「総合評価落札方式」 (原則として、技術提案書提出時)

- 技術提案書 (正1部、写__部)
- 入札書 (厳封1部)
- 技術審査結果通知返信用封筒 (定形サイズ。所定料金の切手貼付)

「企画競争」 (原則として、プロポーザル提出時)

- プロポーザル (正1部、写__部)
- 見積書 (正1部、写1部)
- 評価結果通知返信用封筒 (定形サイズ。所定料金の切手貼付)

□機密保持誓約書

□その他 (書類名をご記入ください)

()

配布/貸与資料の受領 (配布期間: / ~ /)

受領済み資料の返却

独立行政法人国際協力機構
調達部受領印